

5 酒税率一覧表(令和5年10月1日～令和8年9月30日)

1. 酒税法第23条関係

酒類の分類	アルコール分等	1kl当たり	酒率
〇発泡性酒類			
ビール	発泡性の有無を問わない	181,000円	
発泡酒	次の3つに該当するものを除く	181,000円	
	麦芽比率25%以上50%未満(アルコール分10度未満)	155,000円	
	麦芽比率25%未満(アルコール分10度未満)	134,250円	
	いわゆる「新ジャンブル」(アルコール分10度未満)(※)	134,250円	
その他の発泡性酒類	ビール 発泡酒以外でアルコール分10度未満であって発泡性を有するもの	80,000円	
〇醸造酒類(その他の発泡性酒類に該当するものを除く)			
清酒	100,000円		
果実酒	100,000円		
その他の醸造酒	100,000円		
〇蒸留酒類(その他の発泡性酒類に該当するものを除く)			
連続式蒸留焼酎	21度以上 21度未満	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円	
単式蒸留焼酎			
原料用アルコール			
ウイスキー	37度以上 37度未満	370,000円に37度を超える1度ごとに10,000円加算 370,000円	
スピリッツ			
〇混成酒類(その他の発泡性酒類に該当するものを除く)			
合成清酒	100,000円		
みりりん類	20,000円		
甘味果実酒	13度以上 13度未満	120,000円に12度を超える1度ごとに10,000円加算 120,000円	
リキール			
粉	390,000円		
雑	20,000円 21度以上 21度未満	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円	

(※) いわゆる「新ジャンブル」とは、糖類、ホップ、水及び一定の物品を原料として発酵させたもので、エキス分が2度以上のもの又は麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒(麦芽比率50%未満のもの)に、大麦又は小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツを加えたもので、エキス分が2度以上のもの。

(注) 「一定の物品」とは、次のものをいう。
イ 一定の質物分釀物(大豆を原料とするもの)及び酵母エキス又はこれらとカラメルたんぱく質物分釀物(えんどうを原料とするもの)及びカラメル又はこれらと食物繊維とうりもろこし、たんぱく質物分釀物(とうもろこしを原料とするもの)、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香料、くえん酸三カリウム及びカラメル

2. 租税特別措置法第87条の2関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの(リキュールについては12度未満のもの)については、1の表にかかわらず、次表の税率を適用する。

品目	アルコール分等	1kl当たり	税率
連続式蒸留焼酎	9度以上13度未満	80,000円に8度を超える1度ごとに10,000円加算	
ウイスキー	9度未満	80,000円	

3. 租税特別措置法第87条関係(令和6年度～令和10年度)

事業計画等について承認を受けた者(承認酒類製造者)が、次の(1)から(9)までのいずれにも該当しない、かつ、前年度の総課税移出数量が3,000kl以下である場合には、当年度酒税累計額に応じて1又は2の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。

- (1) 前年度の末日において常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、常時使用する個人を超え、前年度の末日において資本金等の額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える法人(特定法人)
- (2) 前年度の末日において特定特定大法人との間に当該特定大法人による完全支配関係がある法人
- (3) 前年度の末日において法人との間に完全支配関係がある全ての特定大法人が有する株式及び出資の全部を当該特定大法人のうちいずれか一の特定大法人が有するものとみなした場合において当該特定大法人との間に当該特定大法人との間に当該特定大法人による完全支配関係があることとなるもの(当該特定大法人の当該特定大法人の製造免許を有しない者)
- (4) 酒税法第7条第1項の規定により製造免許を受けている者(製造免許を有しない者)
- (5) 酒税法第7条第3項(第4号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けて同条第1項の規定により製造免許を受けている者であって、当該製造免許以外の酒類の製造免許を受けていない者(試験製造免許のみを有する者)
- (6) 前年度の末日以前2年内において酒税の滞納処分を受けた者
- (7) 前年度の末日以前2号から第5号まで又は第7号から第8号までに規定する者(免許の取消要件に該当する製造者)
- (8) 酒税法第10条第3号から第5号まで又は第7号から第8号までに規定する者(免許の取消要件に該当する製造者)
- (9) 酒類業組合法第84条第2項又は第86条の4の規定による命令に違反した者

当年度酒税累計額	軽減割合	
	前年度課税移出数量のうち400kl以下	前年度課税移出数量のうち400klを超え1,000klを超え1,300kl以下
5,000万円以下	20%	10%
5,000万円超	10%	5%
8,000万円以下	5%	2.5%
8,000万円超	5%	2.5%
1億円以下	5%	1.25%

(注) 実績報告書を適用年度の翌5月31日までに提出しない場合には、適用できない。

4. 所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)附則第54条、第55条及び第63条関係(経過措置)

次の品目のうち、前年度の課税移出数量がそれぞれ1,300kl以下である者(前年度の総課税移出数量が10,000kl超の酒類の製造者を除く。)が、当年度に移出する酒類の200klまでのものについては、1又は2の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。

なお、前年度の課税移出数量が1,000kl超～1,300kl以下の場合には上段の軽減割合、1,000kl以下の場合には下段の軽減割合を適用する。

品目	軽減割合	軽減割合
清酒 連続式蒸留焼酎 単式蒸留焼酎 果実酒(その他の発泡性酒類に該当するものに限る)(注1)	10%	20%
醸造式蒸留焼酎 果実酒(その他の発泡性酒類に該当するものを除く)(注1)	20%	28.9%(注2)
合成清酒、発泡酒(注1)	5%	7.5%
ビール	10%	15%

(注) 1 東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の承認を受けた製造者は、上記の割合で軽減した酒税額を6.25%軽減した酒税額とする。

2 正確には90分の26

3 令和6年度以降は、事業計画等について承認を受けた者(承認酒類製造者)が、令和6年3月31日までに旧制度を適用する旨の届出書を提出した場合に適用できる。ただし、一度、旧制度の適用をやめ、新制度を適用することとした場合には、新制度を適用することとした年度以降は、この表の軽減割合を適用できない。

酒税率一覧表(令和2年10月1日～令和5年9月30日)

1. 酒税法第23条関係

酒類の分類	アルコール分等	1kl当たり	酒税率
〇発泡性酒類(基本税率)		200,000円	
ビール		200,000円	
発泡酒	麦芽比率50%以上又はアルコール分10度以上	200,000円	
	麦芽比率25%以上(アルコール分10度未満)	167,125円	
	麦芽比率25%未満(アルコール分10度未満)	134,250円	
その他の発泡性酒類	いわゆる「新ジャンル」(アルコール分10度未満で発泡性を有するもの)(※)	108,000円	
	ホップ及び一定の苦味料を原料とし、酒類(アルコール分10度未満で発泡性を有するもの)	80,000円	
〇醸造酒類(基本税率)		120,000円	
清酒		110,000円	
果実酒		90,000円	
その他の醸造酒		120,000円	
〇蒸留酒類(基本税率)		200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算	
連続式蒸留焼酎		200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算	
単式蒸留焼酎	21度以上	200,000円	
原料用アルコール	21度未満	200,000円	
ウイスキー	21度以上	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算	
ラムスピリッツ	21度未満	200,000円	
〇醸成酒類(基本税率)		200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算	
合成清酒	21度以上	200,000円	
みりん	21度未満	100,000円	
		20,000円	
甘味果実酒	13度以上	120,000円に12度を超える1度ごとに10,000円加算	
リキユール	13度未満	120,000円	
粉末酒		390,000円	
雑類	みりん類似	20,000円	
	21度以上	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算	
	21度未満	200,000円	

(※) いわゆる「新ジャンル」とは、糖類、ホップ、水及び一定の物品を原料として発酵させたもので、麦芽分が2度以上のもの又は麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒(麦芽比率50%未満のもの)に、大麦又は小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツを加えたもので、麦芽分が2度以上のもの。

(注) 「一定の物品」とは、次のものをいう。
 イ たんぱく質物分解物(大豆を原料とするもの)及び酵母エキス又はこれらとカラメル
 ロ たんぱく質物分解物(えんどうを原料とするもの)及びカラメル又はこれらと食物繊維
 ハ たんぱく質物分解物(とうもろこしを原料とするもの)、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香味料、くえん酸三カリウム及びカラメル

2. 租税特別措置法第87条の2関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの(リキユールについては12度未満のもの)については、1の表にかかわらず、次表の税率を適用する。

品目	アルコール分等	1kl当たり税率
連続式蒸留焼酎	9度以上13度未満	80,000円に8度を超える1度ごとに10,000円加算
単式蒸留焼酎	9度未満	80,000円

3. 租税特別措置法第87条及び第87条の4関係

次の品目のうち、前年度の課税移出数量がそれぞれ1,300kl以下である者(前年度の課税移出数量の合計が10,000kl超の酒類の製造者を除く)が、当年度に移出する酒類の200klまでのものについては、1の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。
 なお、前年度の課税移出数量が1,000kl超～1,300kl以下の場合には上段の軽減割合、1,000kl以下の場合には下段の軽減割合を適用する。

品目	平成30年度	軽減割合		4年度
		令和元年度	2年度 ～9月～10月～	
清酒(連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒、その他の発泡性酒類に限る)(注1)	10%	10%	10%	10%
	20%	20%	20%	20%
果実酒(その他の発泡性酒類に該当するものを除く)(注1)	10%	10%	20%	20%
	20%	20%	28.9%(注3)	28.9%(注3)
合成清酒、発泡酒(注1)	5%	5%	5%	5%
	10%	10%	10%	10%
ビール(注2)	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%
	15%	15%	15%	15%

(注) 1 東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の承認を受けた製造者は、上記の割合で軽減した酒税額を6.25%軽減した酒税額とする。(平成30～令和4年度)
 2 当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは、下記に応じた軽減割合が適用される。
 ・平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年を経過する月の末日までは15%(平成27年度以降は15%又は7.5%)
 ・令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは7.5%
 3 正確には90分の26

付表1 主要酒類の酒税等負担率表

(令和4年12月現在)

品 目	区 分		代表的なもの の小売価格 (税込) ①	酒 税 額 ②	消費税額 ③	酒税等負担率 (②+③)÷①
	容 量	アルコール分				
	ml	%	円	円	円	%
ビ ー ル	633	5.0	360	126.60	32.73	44.3
	350	5.0	230	70.00	20.91	39.5
発 泡 酒 (麦芽比率25%未満のもの)	350	5.5	181	46.99	16.45	35.1
その他の醸造酒 (発泡性)②	350	5.0	172	37.80	15.64	31.1
リ キ ュ ー ル (発泡性)②	350	5.0	172	37.80	15.64	31.1
清 酒	1,800	15.0	2,170	198.00	197.27	18.2
果 実 酒	720	11.0	770	64.80	70.00	17.5
連続式蒸留焼酎	1,800	25.0	1,566	450.00	142.36	37.8
単式蒸留焼酎	1,800	25.0	2,012	450.00	182.91	31.5
ウ イ ス キ ー	700	43.0	2,068	301.00	188.00	23.6

- (注) 1 清酒、果実酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎及びウイスキーの小売価格(税込)は、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格を基に算出した。
また、ビール、発泡酒、その他の醸造酒及びリキュールはオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。
なお、ビール(633ml)には容器保証金(5円)が含まれている。
- 2 その他の醸造酒(発泡性)②及びリキュール(発泡性)②とは、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で平成29年改正法附則第36条第2項第3号に該当するものをいう。
- 3 消費税率は10%で計算している。

付表2 酒税等の負担率の推移

(単位:%)

品 目	年 度				昭和												令和			
	45	55	平成 元	2	4	6	7	9	10	12	18	20	25	26	28	元	2	3	4	
ビ ー ル (大びん: 633ml)	47.9	42.5	46.9	44.1	44.1	45.5	45.5	46.5	46.5	46.5	46.2	45.1	45.1	46.6	46.6	47.3	45.1	47.5	44.3	
清 酒 (1.8ℓ)	35.3	24.1	21.9	20.7	16.4	16.3	16.3	17.9	17.9	17.9	16.2	16.2	15.8	18.1	18.1	19.6	18.8	18.8	18.2	
連続式蒸留焼酎 (25度、1.8ℓ)	19.9	10.9	22.7	21.3	21.3	25.5	25.5	31.7	35.8	35.8	36.0	36.0	36.0	37.8	37.8	38.9	38.9	38.9	37.8	
単式蒸留焼酎 (25度、1.8ℓ)	12.9	7.2	14.3	13.5	13.5	17.0	17.0	23.9	27.9	32.0	32.1	29.9	29.9	31.8	31.8	33.1	33.1	33.1	31.5	
ウ イ ス キ ー (43度、700ml)	46.2	47.3	41.3	41.3	41.3	41.3	39.5	27.6	22.8	22.8	22.5	21.8	21.8	24.0	22.2	23.6	23.6	23.6	23.6	

- (注) 1 平成元年度以降の酒税等の負担率は、消費税を含む。
2 ビールについては、容器保証金(5円)込み価格から算出した。
3 ウイスキーについては、平成7年度から平成20年度まではアルコール分「40度」で酒税等の負担率を計算している。